

## 隨 意 契 約 理 由

令和 7 年(2025 年) 12 月 1 日

|                    |  |
|--------------------|--|
| 契約担当課名             | 産業振興課  |
| 発注担当課名             | 産業振興課  |
| 契約名称               | 令和 7 年度豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務委託契約  |
| 契約内容               | 令和 7 年度豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務委託  |
| 契約締結日<br>及び契約期間    | 締結日：令和 7 年(2025 年) 12 月 1 日<br>契約締結日から令和 8 年(2026 年) 7 月 31 日まで  |
| 契約の相手方<br>(所在地・名称) | 東京都文京区本郷 1-10-9 住友不動産水道橋壱岐坂ビル 4 階<br>フェリカポケットマーケティング株式会社   |
| 契約金額               | <ul style="list-style-type: none"><li>● チャージに係る決済手数料の精算業務<ul style="list-style-type: none"><li>① クレジットカード決済による決済額に 2.0% を乗じた額</li><li>② セブン銀行 ATM 決済手数料については、以下の(a)及び(b)とする<ul style="list-style-type: none"><li>(a) セブン銀行 ATM 決済による 1 決済につき 70 円</li><li>(b) セブン銀行 ATM による決済額に 0.8% を乗じた額</li></ul></li></ul></li><li>● 精算データ作成業務：1 回につき 50,000 円</li><li>● 参加店舗精算業務：1 件につき 130 円</li><li>● プレミアム付与業務<br/>1 口につき 2,000 円</li><li>● 18 歳以下の者がいる世帯に係るポイント付与業務<br/>世帯内に 18 歳以下の者を含む世帯につき 3,000 円</li></ul> |
| 随意契約理由             | <p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当)</p> <p>令和 7 年度豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務委託については、フェリカポケットマーケティング株式会社が独自に開発した「マチカネポイントアプリ」及びその管理システムを用いて運用するものである。</p> <p>そのため、本システムを用いて豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務を運用できるのは開発事業者であるフェリカポケットマーケティング株式会社のみとなるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約するものである。</p>  |